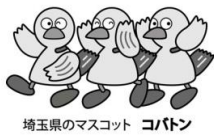


★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！



令和8年6月発行 R8-3(豚)

埼玉県川越家畜保健衛生所

電話：049-225-4141

(夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

FAX：049-226-9653

Eメール：r254141@pref.saitama.lg.jp

# 家畜衛生だより

## 約1年9か月ぶりに、県内で野生いのししの豚熱陽性確認

本庄市で捕獲された野生いのしし2頭で、豚熱陽性が確認されました。

発見場所	捕獲日	個体情報
本庄市児玉町稲沢	4月24日	成獣 オス
本庄市児玉町河内	5月10日	成獣 オス

引き続き、  
・農場の野生動物侵入対策  
・適切な時期の豚熱ワクチン接種  
をお願いします。

## 豚熱の殺処分範囲が見直されました

令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、豚熱のワクチン接種地域においては、**選択的殺処分**が導入されました。

### 殺処分の範囲

- ①ワクチン免疫が成立していない豚  
〔 ワクチン未接種・接種後20日未満・発育不良 〕
- ②特定症状が認められ、遺伝子検査で陽性となった豚
- ③その他、家畜防疫員が必要と判断した豚

### 防疫措置

- ・飼育を継続する豚との交差汚染防止対策を講じながら実施。
- ・1週間間隔で3回の消毒を実施し、防疫措置完了。

### 監視プログラム

- ・約3か月間、移動制限と報告徴求により監視。
- ・防疫措置の完了後、と畜場への出荷や肥育農場への子豚の移動は可能。



詳しくは農林水産省のホームページをご確認ください👉

